

職員配置基準

管理業務に必要な人数の基準は以下のとおりとします。なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とします。

指定管理者は、施設の使用時間中は絶えず下記に定めるポスト数を満たし、業務に従事させてください。なお、使用時間外の施設の供用時における配置基準は本基準に準ずるものとしませんが、全面専用使用時など利用形態に応じて、利用者の安全対策が十分に図られると客観的に判断できる場合に限り、市との協議によりポスト数を減員することができるものとしします。

1 名古屋市体育館・スポーツセンター（露橋・天白・北・千種・中・東）

(1) 施設の管理運営

ア 総括責任者（専任）

本施設の代表者である総括責任者として、下記の条件を満たす者を、必ず 1名配置してください。ただし、セットで募集する施設間においてスポーツセンター総括責任者は冷水プール総括責任者を兼ねることもできることとしますが、この場合においては、スポーツセンター総括責任者は冷水プール総括責任者に求められる資格を有する必要があります。

- ①市民のスポーツ・レクリエーションの振興にかかる見識を有すること。
- ②スポーツ施設の管理運営経験を豊富に有していること。
- ③正社員又は構成員（※）であること。

※構成員とは、特別目的会社（SPC）や共同事業体の構成団体の正社員のことをいう。以下同じ。

イ 副総括責任者（施設専任※）

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同要件を満たす者を副総括責任者として配置してください。

※施設専任とは、施設においてのみ勤務し、他施設での勤務は行わないこと。（施設内において、他のポストと兼務することは可能。以下同じ。）

ウ 施設管理担当者

施設の各種業務を行う施設管理担当者を配置してください。

エ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、上記従事員のいずれか 1名をスポーツ施設管理士（公益財団法人日本スポーツ施設協会認定）の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

障害者スポーツの普及と発展を目指すため、上記従事員のいずれか 1名を初級障がい者スポーツ指導員（公益財団法人パラスポーツ協会認定）の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

(2) プール施設にかかる管理

ア プール運営責任者（施設専任）

プール運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

- ①監視等業務に豊富な知識及び経験があること。
- ②現場責任者としての資質を有すること。
- ③正社員又は構成員であること。

④下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財) 日本スポーツ施設協会
水泳コーチ 1 水泳コーチ 3 水泳教師	(公財) 日本スポーツ協会

イ プール副運営責任者（専任）

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、下記のいずれかの資格を有する者をプール副運営責任者として配置してください。

資格名	資格認定者
水上安全法救助員 救急法救急員	日本赤十字社
基礎水泳指導員	(公財) 日本水泳連盟

ウ 受付担当者

入場受付のため受付担当者をプール受付に常駐させてください。

エ プール監視員

市の主催する普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）を業務等で使用することを想定した「普通救命講習 2」が望ましい。以下同じ。）又は上級救命講習を受講し、かつ、一定以上の泳力を有した監視員を配置し、下記の業務を行わせてください。

- ①利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。
- ②緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

オ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、従事員のうち、ア又はイのいずれか 1名をスポーツ施設管理士若しくはプール衛生管理者（公益社団法人日本プールアメニティ協会認定）の有資格者としてください。ただし、プール運営責任者が水泳指導管理士の有資格者である場合は、この要件を満たさなくとも結構です。また、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

(3) トレーニング室にかかる管理

ア トレーニング室運営責任者（施設専任）

トレーニング室運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

- ①トレーニング器具等の取扱い及び指導業務に熟達していること。
- ②現場責任者としての資質を有すること。
- ③正社員又は構成員であること。
- ④下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
健康運動実践指導者	(公財) 健康・体力づくり事業財団
スポーツプログラマー	(公財) 日本スポーツ協会
トレーニング指導士	(公財) 日本スポーツ施設協会

イ トレーニング室副運営責任者（専任）

トレーニング室運営責任者を補佐するため、トレーニング室運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、トレーニング室運営責任者と同等の資格を有する者をトレーニング室副運営責任者として配置してください。

ウ トレーニング室運営補助員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、トレーニング器具等に関する知識を有した運営補助員を配置し、次の業務を行わせてください。

①利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。

②緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

(4) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

ア 電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施してください。

イ 自家用電気工作物の保安管理業務について関係法令に従い、適切に実施してください。

(5) その他特記事項

ア 甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。

イ 愛知県プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、所轄の保健所へ必要な届出を行ってください。

(6) 管理業務に必要な人数の基準

業務	ポスト名	人数
施設の管理運営	総括責任者	3 (※ 1) (名古屋市体育館のみ 2)
	副総括責任者	
	施設管理担当者	
プール管理	プール運営責任者	4 (※ 2) (露橋スポーツセンターのみ 3)
	プール副運営責任者	
	プール監視員	
	受付担当者	1
トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	2 (※ 3)
	トレーニング室副運営責任者	
	トレーニング室運営補助員	

※ 1 常時総括責任者又は副総括責任者を含めること。

※ 2 常時プール運営責任者又はプール副運営責任者を含めること。

※ 3 常時トレーニング室運営責任者又はトレーニング室副運営責任者を含めること。

なお、募集要項「第 2 3 管理の基準 (9)」の大規模改修工事中の露橋スポーツセンターのポスト数については、下記に定めるポスト数以上を配置してください。また、中スポーツセンターについては、上記 (6) のポスト数を維持してください。

業務	ポスト名	人数
施設の管理運営	総括責任者	2 (※)
	副総括責任者	
	施設管理担当者	
プール管理	プール運営責任者	0
	プール副運営責任者	
	プール監視員	0
	受付担当者	
トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	0

※ 常時ポストの中に総括責任者又は副総括責任者を含めること。

※ 工事業者との打合せや工事立ち合い等の工事対応を行っていただきます。

※ 露橋スポーツセンターについて、3月15日に工事完了予定のため、その後開館準備を行ってください。

2 稲永スポーツセンター・港サッカー場

(1) 施設の管理運営

ア 総括責任者（専任）

本施設の代表者である総括責任者として、下記の条件を満たす者を、必ず 1名配置してください。

- ①市民のスポーツ・レクリエーションの振興にかかる見識を有すること。
- ②スポーツ施設の管理運営経験を豊富に有していること。
- ③正社員又は構成員であること。

イ 副総括責任者（施設専任）

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同要件を満たす者を副総括責任者として配置してください。

ウ 施設管理担当者

施設の各種業務を行う施設管理担当者を配置してください。

エ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、上記従事員のいずれか 1名をスポーツ施設管理士の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

障害者スポーツの普及と発展を目指すため、上記従事員のいずれか 1名を初級障がい者スポーツ指導員の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

(2) トレーニング室にかかる管理

ア トレーニング室運営責任者（施設専任）

トレーニング室運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

- ①トレーニング器具等の取扱い及び指導業務に熟達していること。
- ②現場責任者としての資質を有すること。
- ③正社員又は構成員であること。
- ④下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
健康運動実践指導者	(公財) 健康・体力づくり事業財団
スポーツプログラマー	(公財) 日本スポーツ協会
トレーニング指導士	(公財) 日本スポーツ施設協会

イ トレーニング室副運営責任者（専任）

トレーニング室運営責任者を補佐するため、トレーニング室運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、トレーニング室運営責任者と同等の資格を有する者をトレーニング室副運営責任者として配置してください。

ウ トレーニング室運営補助員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、トレーニング器具等に関する知識を有した運営補助員を配置し、次の業務を行わせてください。

- ①利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。
- ②緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

(3) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

ア 電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施してください。

イ 自家用電気工作物の保安管理業務について関係法令に従い、適切に実施してください。

(4) その他特記事項

- ア フィールド、グラウンドの保全・整備について、十分な知識と経験を有する者を配置してください。
- イ 甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。

(5) 管理業務に必要な人数の基準

業務	ポスト名	人数
施設の管理運営 (稲永スポーツセンター)	総括責任者	3 (※ 1)
	副総括責任者	
	施設管理担当者	
施設の管理運営 (港サッカー場)	施設管理担当者	1
トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	2 (※ 2)
	トレーニング室副運営責任者	
	トレーニング室運営補助員	

※ 1 常時ポストの中に総括責任者又は副総括責任者を含めること。

※ 2 常時ポストの中にトレーニング室運営責任者又はトレーニング室副運営責任者を含めること。

3 黒川スポーツトレーニングセンター

(1) 施設の管理運営

ア 総括責任者 (専任)

本施設の代表者である総括責任者として、下記の条件を満たす者を、必ず 1名配置してください。

- ①市民のスポーツ・レクリエーションの振興にかかる見識を有すること。
- ②スポーツ施設の管理運営経験を豊富に有していること。
- ③正社員又は構成員であること。

イ 副総括責任者 (施設専任)

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同要件を満たす者を副総括責任者として配置してください。

ウ 施設管理担当者

施設の各種業務を行う施設管理担当者を配置してください。

エ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、上記従事員のいずれか 1名をスポーツ施設管理士の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

障害者スポーツの普及と発展を目指すため、上記従事員のいずれか 1名を初級障がい者スポーツ指導員の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

(2) トレーニング室にかかる管理

ア トレーニング室運営責任者 (施設専任)

トレーニング室運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

- ①トレーニング器具等の取扱い及び指導業務に熟達していること。
- ②現場責任者としての資質を有すること。
- ③正社員又は構成員であること。

④下記のいずれかの資格、または同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
健康運動実践指導者	(公財) 健康・体力づくり事業財団
スポーツプログラマー	(公財) 日本スポーツ協会
トレーニング指導士	(公財) 日本スポーツ施設協会

イ トレーニング室副運営責任者（専任）

トレーニング室運営責任者を補佐するため、トレーニング室運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、トレーニング室運営責任者と同等の資格を有する者をトレーニング室副運営責任者として配置してください。

ウ トレーニング室運営補助員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、トレーニング器具等に関する知識を有した運営補助員を配置し、次の業務を行わせてください。

- ①利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。
- ②緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

(3) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

ア 電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施してください。

(4) その他特記事項

ア 甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。

(5) 管理業務に必要な人数の基準

業務	ポスト名	人数
施設の管理運営	総括責任者	2 (※ 1)
	副総括責任者	
	施設管理担当者	
トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	2 (※ 2)
	トレーニング室副運営責任者	
	トレーニング室運営補助員	

※ 1 常時総括責任者又は副総括責任者を含めること。

※ 2 常時トレーニング室運営責任者又はトレーニング室副運営責任者を含めること。

4 南陽プール

(1) 施設の管理運営

ア 総括責任者（専任）

本施設の代表者である総括責任者として、下記の条件を満たす者を、必ず 1名配置してください。ただし、セットで募集する施設間においてスポーツセンター総括責任者は冷水プール総括責任者を兼ねることもできることとしますが、この場合においては、スポーツセンター総括責任者は冷水プール総括責任者に求められる資格を有する必要があります。

- ①市民のスポーツ・レクリエーションの振興にかかる見識を有すること。
- ②スポーツ施設の管理運営経験を豊富に有していること。
- ③正社員又は構成員であること。

イ 副総括責任者（施設専任）

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同要件を満たす者を副総括責任者として配置してください。

ウ 施設管理担当者

施設の各種業務を行う施設管理担当者を配置してください。

エ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、上記アからウの従事員のいずれか1名をスポーツ施設管理士（公益財団法人日本スポーツ施設協会認定）の有資格者としてください。ただし、この者が開場時間中常駐する必要はありません。

障害者スポーツの普及と発展を目指すため、上記従事員のいずれか1名を初級障がい者スポーツ指導員の有資格者としてください。ただし、この者が開館時間中常駐する必要はありません。

(2) 屋内プールにかかる管理

ア プール運営責任者（施設専任）

プール運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

- ①監視等業務に豊富な知識及び経験があること。
- ②現場責任者としての資質を有すること。
- ③正社員又は構成員であること。
- ④下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財) 日本スポーツ施設協会
水泳コーチ 1 水泳コーチ 3 水泳教師	(公財) 日本スポーツ協会

イ プール副運営責任者（専任）

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、下記のいずれかの資格を有する者をプール副運営責任者として配置してください。

資格名	資格認定者
水上安全法救助員 救急法救急員	日本赤十字社
基礎水泳指導員	(公財) 日本水泳連盟

ウ プール監視員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、一定以上の泳力を有した監視員を配置し、下記の業務を行わせてください。

- ①利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。
- ②緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

エ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、従事員のうち、ア又はイのいずれか1名をスポーツ施設管理士若しくはプール衛生管理者の有資格者としてください。ただし、プール運営責任者が水泳指導管理士の有資格者である場合は、この要件を満たさなくとも結構です。また、この者が開場時間中常駐する必要はありません。

(3) トレーニング室にかかる管理

ア トレーニング室運営責任者（施設専任）

トレーニング室運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

- ①トレーニング器具等の取扱い及び指導業務に熟達していること。
- ②現場責任者としての資質を有すること。
- ③正社員又は構成員であること。

④下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
健康運動実践指導者	(公財)健康・体力づくり事業財団
スポーツプログラマー	(公財)日本スポーツ協会
トレーニング指導士	(公財)日本スポーツ施設協会

イ トレーニング室副運営責任者（専任）

トレーニング室運営責任者を補佐するため、トレーニング室運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、トレーニング室運営責任者と同等の資格を有する者をトレーニング室副運営責任者として配置してください。

ウ トレーニング室運営補助員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、トレーニング器具等に関する知識を有した運営補助員を配置し、次の業務を行わせてください。

- ①利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。
- ②緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

(4) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

ア 電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施してください。

イ 自家用電気工作物の保安管理業務について関係法令に従い、適切に実施してください。

ウ 第一種圧力容器取扱作業主任者を選任し、配置して下さい

(5) その他特記事項

ア 甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。

イ 愛知県プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、所轄の保健所へ必要な届出を行ってください。

(6) 管理業務に必要な人数の基準

業務	ポスト名	人数
施設の管理運営	総括責任者	2 (※ 1)
	副総括責任者	
	施設管理担当者	
プール管理	プール運営責任者	5 (※ 2)
	プール副運営責任者	
	プール監視員	
トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	2 (※ 3)
	トレーニング室副運営責任者	
	トレーニング室運営補助員	

※ 1 常時総括責任者又は副総括責任者を含めること。

※ 2 常時プール運営責任者又はプール副運営責任者を含めること。

※ 3 常時トレーニング室運営責任者又はトレーニング室副運営責任者を含めること。

5 屋外冷水プール（港・熱田・楠・富田）

(1) 施設の管理運営

ア 総括責任者

プール施設の総括責任者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。なお、本施設に専任する必要はありませんが、プール開場時間中は、管理業務に従事する者の指導・監督をしてください。

- ①公共の福祉、市民のスポーツ・レクリエーションを通じた心身の健康増進、市民の交流促進に関する見識を有すること。
- ②正社員又は構成員であること。
- ③下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
スポーツ施設管理士	(公財) 日本スポーツ施設協会
水泳指導管理士	
水泳コーチ 1	(公財) 日本スポーツ協会
水泳コーチ 3	
水泳教師	

イ プール施設責任者

総括責任者を補佐させるとともに、プール施設の現場責任者として、プール開場時間中は、必ず常駐させてください。これは、名古屋市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講した正社員又は構成員に限ります。

ウ プール管理担当者

プール開場時間中は、必ず下記のいずれかの資格又はこれらと同等以上の能力・資格を有すると市が認めるプール管理担当者を配置してください。なお、これは、プール施設責任者を兼ねることができます。

資格名	資格認定者
水上安全法救助員 救急法救急員	日本赤十字社
水泳指導管理士	(公財) 日本スポーツ施設協会
基礎水泳指導員	(公財) 日本水泳連盟

エ 受付

プール条例第 2 条及び第 8 条の 3 並びに規則第 16 条に基づき、入場許可を与え、あるいは入場制限を実施してください。

プール施設の利用上の注意事項を把握し、接客に必要な資質を備えた者を配置してください。

オ プール監視員

利用者の危険行為を未然に防止してください。プール水の水質及び排水口等の設備の管理を行うため、施設設備について充分把握したうえで、利用者に利用上のルールを説明し、その遵守を促してください。施設設備の状況を常に把握し、万一利用者に負傷、事故等が発生した場合には、プール管理担当者と密接な連携のもと、適切かつ迅速な応急救護を行うことのできるよう、名古屋市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講した、泳力を有した監視員を配置してください。

(2) 設備の運転・管理・保守

設備の運転・管理・保守は、専門的技能を有する者が実施してください。

(3) 官公庁等への届出

愛知県プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、所轄の保健所へ必要な届出を行ってください。

(4) 管理業務に必要な人数の基準

業務ポスト名	人数	
プール施設責任者	1 (※)	
プール管理担当者		
受付	1	
プール監視員	熱田	4
	楠 富田	6
	港	7

※ 常時ポストの中にプール施設責任者を含めること。